

御購読者各位

『令和2年度版 矯正実務六法』
お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当する通知2件を下記のとおり訂正してお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当頁	誤	正
p. 1624~1625	<p>○刑事施設及び保護観察所において実施する暴力防止プログラムに係る情報の引継ぎについて(通知)</p> <p>〔平成 28. 5. 27 保観 84 矯正局成人矯正課長・ 保護局観察課長通知〕</p>	<p>○刑事施設及び保護観察所において実施する暴力防止プログラムに係る情報の引継ぎについて(通知)</p> <p>〔平成 28. 5. 27 保観 84 矯正局成人矯正課長・ 保護局観察課長通知〕</p> <p>改正 令和元. 7 保観 25</p> <p>※ 訂正後の本通知全文は、別添の p. 1 を参照してください。</p>
p. 1646~1651	<p>○「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑事施設における運用について(通知)</p> <p>〔平成 25. 4. 2 矯成 725 矯正局成人矯正課長通知〕</p> <p>改正 平成 26. 4 矯成 849、平成 27. 4 矯成 845</p>	<p>○「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑事施設における運用について(通知)</p> <p>〔平成 30. 3. 27 矯成 924 矯正局成人矯正課長通知〕</p> <p>※ 訂正後の本通知全文は、別添の p. 2 ~p. 7 を参照してください。</p>

○刑事施設及び保護観察所において実施する暴力防止プログラムに係る情報の引継ぎについて(通知)

平成28. 5. 27
 保護84矯正局長成人矯正課長・
 保護局観課長通知

改正 令和元. 7. 保観25
 刑事施設及び更生保護官署がより一層の処遇上の連携を図り、個々の暴力事犯者に対して一貫性のある指導を行うため、本年6月1日から、下記により標記プログラム等に係る情報を相互に引き継ぐこととしましたので通知します。

なお、平成27年3月23日付け法務省保護第11号矯正局長成人矯正課長・保護局観課長通知「刑事施設及び保護観察所において実施する暴力防止プログラムに係る情報の引継ぎについて」は、本年5月31日限りで廃止します。

1 目的

刑事施設において実施する暴力防止プログラム（平成26年4月17日付け法務省第830号矯正局長成人矯正課長通知「一般改善指導に係る暴力事犯者に対する指導プログラムの実施について」に基づきプログラムをいう。以下「刑事施設プログラム」という。）及び保護観察所において実施する暴力防止プログラム（平成28年5月18日付け法務省保護第65号保護局長通達「暴力防止プログラム実施要領の全部改正について」及び令和元年7月16日付け法務省保護第23号保護局長通達「暴力防止プログラム（児童虐待防止版） 試行要領の制定について」に基づくプログラムをいう。以下「保護観察所プログラム」という。）等に係る情報を刑事施設及び更生保護官署が相互に引き継ぐことにより、その対象となる者に対する施設内及び社会内における処遇の一貫性を保ち、その実

効性を高めることを目的とする。

2 刑事施設から地方更生保護委員会及び保護観察所への連絡

(1) 対象者
 刑事施設において、刑事施設プログラムを受講した者

(2) 時期

ア 刑事施設プログラムを終了したとき

イ 仮釈放を許すべき旨の申出をするとき

ウ 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）又は保護観察所の長から対象者を收容している刑事施設の長に対して依頼があったとき

(3) 連絡すべき情報及び方法

ア 刑事施設の長は、上記②のア及びウの際は、身上変動通知書に刑事施設プログラムの実施結果等を添付することにより、地方委員会及び保護観察所長に付して送付する。

イ 刑事施設の長は、上記②のイの際は、仮釈放申出書に刑事施設プログラムの実施結果等を添付することにより、地方委員会に対して送付する。

なお、上記アにより既に実施結果を送付しているときは、その送付を省略することができる。

3 保護観察所から刑事施設への連絡

(1) 対象者

上記2の(1)に該当し、かつ、刑事施設入所前の直近の保護観察において保護観察プログラムを受講した者であつて、以下のいずれかに該当するもの。

ア 保護観察期間中の再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶子を取り消されたことにより今回の上訴に至つた者

イ ア以外の者であつて刑事施設の長が特に必要と認められるもの

(2) 時期

ア 上記(1)のアの者については、対象者が入所している刑事施設の長からその者の居住予定地を管轄する保護観察所の長に対して身上調査書が送付されたとき

イ 上記(1)のイの者については、対象者が入所してい

(3) 連絡すべき情報及び方法

ア 保護観察所の長は、上記②のアの際は、保護観察プログラムの実施結果等を、対象者が入所している刑事施設の長に対して送付する。

イ 保護観察所の長は、上記②のイの際は、保護観察所プログラムの実施結果等を、依頼があった刑事施設の長に対して送付する。

ウ 上記ア及びイの場合において、当該記録等が他の保護観察所に保管されている場合には、当該庁から当該記録の写しを取り寄せて送付する。

○ 「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑事施設における運用について（通知）

〔平成30. 3. 27
福岡924補正局長成人矯正課長通知〕

平成19年4月5日付け法務省矯正第2153号矯正局長通達「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」（以下「通達」といふ。）の運用について、下記のとおり定め、本日から実施することとしましたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成25年4月2日付け法務省矯正第725号当職通知「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑事施設における運用については廃止します。

記

- 1 試験会場について（通達記1関係）
 - (1) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）又は就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第66号）に基づき認定試験（以下単に「認定試験」といふ。）の試験会場は、刑事施設のうち、本所及び次の刑務支所（以下「実施施設」といふ。）とする。
なお、組織改編等により本所が支所となった場合には、当該支所を引き続き試験会場とするものとする。
札幌刑務支所
釧路刑務支所

福岡刑務支所
福岡賀刑務支所
豊橋刑務支所
西条刑務支所
尾道刑務支所

(2) 上記(1)以外の支所において受験対象者がいる場合は、当該支所を所管する刑事施設の本所を試験会場とする。

なお、刑事施設の本所において、認定試験を実施するに当たり支障がある場合には、適宜の様式にて当該課宛て連絡し、その対応について協議すること。

2 認定試験の実施方法について（通達記2関係）

- (1) 認定試験の手続等に係る事務

認定試験の手続等に係る事務は、通達、当局又は文部科学省からの通知等によるほか、次のとおりとする。

ア 各刑施設は、受刑者に対し、認定試験の概要等について、刑執行開始時の指導等適宜の機会に説明を行うなどその周知を図り、受験希望者を募ること。

イ 受験希望者数の報告

ウ 矯正管区への報告

実施施設のうち本所となっている刑事施設は、所管する支所（上記1(1)の支所を除く。）を含めた受験希望者の人数について、適宜の様式をもって、別途連絡する期日までに矯正管区宛て報告すること。上記1(1)の支所における受験希望者の人数についても、同様とする。

なお、受験希望者がいない場合であっても、その旨報告すること。

(4) 各矯正管区は、

管轄区域内の実施設から報告のあった上記アの受験希望者数を取りまとめ、高等学校卒業程度認定試験（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験）の受験希望者数報告（別紙様式1）を作成し、別途連絡する期日までに当該宛て報告すること。

(ウ) 受験案内の送付

矯正管区は、文部科学省から受験案内、受験願書の送付を受けたときは、速やかに管轄区域内の受験希望者のいる実施施設宛て送付すること。

受験希望者のいる実施施設宛て送付すること。

受験希望者の長は、記3の基準により、受験希望者の中から受験対象者となる者を選定すること。

出願書類の取扱

(ウ) 受験のための出願書類（以下「出願書類」といふ。）は、次のとおり取り扱うとともに、受験対象者が口頭で受験できるよう、認定試験の受験に向けた学習、各種事務手続の方法等について指導すること。

出願に必要な住民票又は戸籍抄本（以下「住民票等」といふ。）、試験科目の一部免除を申請するため必要となる各種証明書等は、原則として受験対象者本人に親族等を通じて取得させること。

なお、住民票等の取得が困難な受験対象者がいる場合には、当該宛て連絡すること。

受験料その他の受験に係る費用は、原則として受験対象者本人に負担させること。

受験票への受験対象者の写真の貼付及び出願用封筒等への郵便切手の貼付は不要であること。

(4) 出願書類の送付

実施施設は、受験対象者の出願書類（刑事施設の本所においては、所管する支所（上記1(1)の支所を除く。）の分を含む。）を取りまとめ、実施施設ごとに一括して、別途連絡する期日以内に、当該宛て郵便書留で送付すること。

出願書類は、文部科学省が指定する封筒に受験者ごとにに入れて封をし、それらを「高卒（中卒）認定試験出願書類在中」と朱書きした別封筒にまとめること。

別紙様式2-1又は2-2により受験者一覧を作成し、出願書類に同封すること。

(ウ) 受験願書の保管

<p>受験願書の写しを、実施施設において1年間保管すること。</p> <p>(4) 受験票の受領 受験票が交付された実施施設は、受験対象者本人に交付し、記載事項に誤りがないか確認させること。</p> <p>(2) 試験監督事務 試験監督事務は、文部科学省から毎試験ごとに交付される実施要領によるほか、次の事項に留意すること。</p> <p>7 文部科学省から交付される試験問題及び解答用紙を紛失しないよう、その受領及び管理は、複数の職員により厳重に行うこと。</p> <p>4 試験監督事務の実施に当たり、疑義が生じた場合には、直ちに文部科学省宛で連絡し、その対応等について指示を受けること。</p> <p>(3) 実施責任者 実施責任者は、刑事施設における認定試験の実施体制を管理し、認定試験の適正かつ円滑な実施に万全を期すものとし、原則として首席矯正処遇官（首席矯正処遇官の配置されていない支所において（次長）の中から1名を選任すること。</p> <p>(4) 試験問題管理者 試験問題管理者は、文部科学省から受領した試験問題等について、その保管及び試験実施前後における試験監督者との間の交付・受理に責任を負うものとし、原則として統括矯正処遇官の中から1名を選任すること。</p> <p>(5) 試験監督者 試験監督者は、試験当日における試験室の運営を行うものとし、実施施設の職員の中から1名以上を選任すること。</p> <p>3 受験対象者について（通達記3関係） 実施施設の長は、認定試験の受験希望者が受験対象者として適格か否か判断するに当たっては、次の事項の全てを満たしていることを考慮すること。</p> <p>(1) 認定試験の受験資格を有していること。 (2) 認定試験の受験が可能な身体的及び精神的健康状態</p>	<p>であること。他受験に係る費用の負担が可能であること。</p> <p>(3) 受験料その他受験に係る費用の負担が可能であること。</p> <p>(4) その者の受検により、認定試験の適正かつ円滑な実施に支障を来さないこと。</p> <p>4 受験指導について（通達記4関係） 高卒認定試験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施する施設（以下「特別指導施設」という。）の指定、指導体制等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別指導施設として指定する施設 川越少年刑務所 加松刑務所 加古川刑務所 姫路少年刑務所</p> <p>(2) 特別指導施設での指導体制 特別指導施設においては、当該刑事施設に収容されている受刑者を受け入れ、特別教科指導として、受刑者に対して高卒認定試験の受験に向けた指導「受験指導」という。）を実施すること。</p> <p>4 受験指導を実施するに当たり、受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯正令第3348号大臣訓令）に規定する実践プログラムの作成し、これに従って計画的に指導を行うとともに、毎月、その月におけるその指導の成績及び受講態度の評価を行うこと。</p> <p>なお、実践プログラムの作成及び評価に当たっては、平成18年5月23日付け法務省矯正第3349号矯正局長依命通達「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」記8の定めるところによること。</p> <p>(3) 受験指導対象者の全国募集 7 募集要領の作成 特別指導施設は、毎年、募集要領を作成の上、全刑事施設に対し、当該施設において受験指導を受講させようとする受刑者（以下「受験指導対象者」という。）の募集を行うこと。 なお、募集要領を作成するに当たっては、次の事項及び内容を入れること。</p>	<p>(7) 特別指導施設の名称 (4) 募集人員 各特別指導施設の事情を考慮して、受験指導対象者の人数を定めること。</p> <p>(7) 指導期間 受験指導を実施する期間を定めることとし、各特別指導施設の事情を考慮して、おおむね8か月から12か月を目安とする。</p> <p>(4) 応募資格 処遇指歴及び最終学歴、残刑期、受刑態度等、刑事施設の長が適格者を選考するに当たり、その基準となる条件を定めること。</p> <p>(4) 応募に必要な書類 処遇調査票、成績証明書等、特別指導施設の長が受験指導対象者を選考するに当たり、必要となる書類を定めること。</p> <p>(4) 募集締切日 (4) 第一次選考結果通知日 (4) 第一次選考の結果通知を、応募のあった刑事施設の長宛て送付する年月日を定めること。 (4) 移送完了日 第一次選考合格者の特別指導施設への移送を完了させるべき年月日を定めること。 (4) 第二次選考結果通知日 第二次選考の結果通知を、第一次選考合格者を収容していた刑事施設の長宛て送付する年月日を定めること。</p> <p>(4) その他、募集に当たり、特に明記しておくべき事項 1 刑事施設の長は、募集要領に基づき、適格者を選考の上、必要書類を特別指導施設の長宛て送付すること。</p> <p>4 特別指導施設の長は、下記アの基準により、各刑事施設の長から通知された適格者を対象に書類審査を行い、第一次選考合格者を決定すること。 また、特別指導施設の長は、その結果について、募集要領で定めた第一次選考結果通知日まで、応募のあった刑事施設の長宛て通知すること。</p>
---	---	--

<p>エ 第一次選考合格者を収容している刑事施設の長は、募集要領に定められた移送完了日までに、当該受刑者を特別指導施設まで移送すること。</p> <p>オ 特別指導施設の長は、下記アの基準により、第一次選考合格者を対象に、面接、学力試験その他の方法により第二次選考を行い、受験指導対象者を決定すること。</p> <p>また、特別指導施設の長は、その結果について、第一次選考合格者が収容されていた刑事施設の長宛て通知するとともに、別紙様式3により当該宛て報告すること。</p> <p>カ 受験指導対象者の選定基準</p> <p>受験指導対象者の選定基準は次のとおりとする。</p> <p>ト 受験指導の受講を希望していること。</p> <p>(ア) 中学校卒業程度以上の基礎学力があり、高卒認定試験の受験まで学習を継続する意思が強いであること。</p> <p>(イ) 受刑態度が良好で、改善更生の意欲が高いと認められること。</p> <p>(ロ) その他、特別指導施設の長が定める募集要領の条件を満たしていること。</p> <p>キ 受験指導対象者の除外基準</p> <p>特別指導施設の長は、次のいずれかの事項に該当すると認めた場合には、受験指導対象者をその対象から除外することができる。</p> <p>(ア) 心身の障害等により、受験指導の受講継続又は当該認定試験の受験が困難な状態となり、特別指導施設の長が心身の健康状態の回復に努めるべきと判断した場合。</p> <p>(イ) 反則行為その他改善更生の意欲が低いと認められる行為があったとき。</p> <p>(ロ) その他、受験指導を受講させることが不適当であると認める事由があるとき。</p> <p>ク 受験指導結果の報告</p> <p>特別指導施設の長は、指導期間の満了等により受験指導が終了した場合、別紙様式4により当該宛て報告すること。</p>		
---	--	--

高等学校卒業程度認定試験（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験）の受験希望者数報告

〇〇矯正管区

刑 事 施 設 名	受 験 希 望 者 数	
	高 卒 認 定 試 験	中 卒 認 定 試 験
刑 事 施 設 合 計		

- ※ 管内全刑事施設について記載する。
- ※ 表は必要に応じて増減して使用する。
- ※ 女子受刑者については、括弧内に再掲する。

「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑事施設における運用について(通知)

年度 第 回高等学校卒業程度認定試験 受験者一覧

施設名		担当者氏名				施設電話番号											
氏名	ふりがな	出願書類	性別	国語	①			世界史	②		数	③					英語
					現代社会	倫理	政治・経済		日本史	地理		科学と人間生活	物理基礎	化学基礎	生物基礎	地学基礎	
(記入例)文科 太郎	もんか たろう	住	男	1	1		3	2		3	1	1					3
科目別受験者人員合計																	

(留意点)

- 出願書類の欄には、住民票・戸籍抄本の場合は「住」と、科目合格通知書の場合は「科」と、在所証明書等その他の証明書の場合は、「他」と記載する。
- 国語から英語までの科目欄には、以下の値を記載する。
 受験する科目…1
 既に合格している科目…2
 免除を申請する科目（既に免除となっている科目を含む。）…3
- 選択科目について
 - 現代社会1科目を選択するか、又は倫理、政治・経済の2科目を選択する。
 - 日本史、地理の2科目のうち、どちらかを選択する。
 - 以下のいずれかによる。
 - 科学と人間生活の1科目と、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎のうちいずれか1科目の合計2科目を選択する。
 - 物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎のうちいずれか3科目を選択する。
- 科目別受験者人員合計には、各科目ごとの受験者数（「受験する科目…1」の科目ごとの合計数）を記入する。

年度 中学校卒業程度認定試験 受験者一覧

施設名		担当者氏名				施設電話番号				
氏名	ふりがな	出願書類	性別	国語	社	数	理	英		
									会	学
(記入例)文科 太郎	もんか たろう	住	男	1	1	1	1	1		
科目別受験者人員合計										

(留意点)

- 出願書類の欄には、住民票・戸籍抄本の場合は「住」と、科目合格通知書の場合は「科」と、在所証明書等その他の証明書の場合は、「他」と記載する。
- 国語から英語までの科目欄には、以下の値を記載する。
 受験する科目…1
 既に合格している科目…2
- 科目別受験者人員合計には、各科目ごとの受験者数（「受験する科目…1」の科目ごとの合計数）を記入する。

「刑罰施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑罰施設における運用について（通知）

様式 3

○年度受験指導対象者の選考結果について（報告）

指導期間 ○年○月～ ○年○月

施設名 _____

内 記	施設名	応募者数	受験指導対象者数	
応募者数合計			受験指導対象者合計	

様式 4

受験指導結果報告（指導期間 ○年○月～ ○年○月）

施設名 _____

受験指導 対象者数	人（ ）	受験結果（第1回試験）		受験結果（第2回試験）	
		全科目合格	科目合格	全科目合格	科目合格
除外事由		人	人	人	人

- ※ 受験指導対象者数欄には、受験指導対象者として選定した者の数を記載し、後に対象から除外した者がいる場合は、その人数を括弧内に記載する。
- ※ 除外した者がいる場合には、その事由について、個別に記載する。

用「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認定試験及び就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について」の刑事施設における連